

議案第91号

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例中一部改正の件

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和4年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例の一部を改正する条例

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例（平成17年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

坂の上地域福祉館	芽室町坂の上10線31番地
----------	---------------

」を「

坂の上コミュニティセンター	芽室町坂の上10線31番地17
---------------	-----------------

」に、「

雄馬別地域福祉館	芽室町雄馬別13線25番地
----------	---------------

」を「

雄馬別コミュニティセンター	芽室町雄馬別13線25番地7
---------------	----------------

」に改める。

別表第2中「

坂の上地域福祉館	集会室 1 (34)	150
	集会室 2 (97)	440
	作業室 (28)	120
	和室 (26)	120

」を「

坂の上コミュニティセンター	大会議室 (73)	330
	中集会室 (26)	120

」に、「

雄馬別地域福祉館	集会室 (38)	170
	会議室 (29)	130
	和室 (13)	60

」を「

雄馬別コミュニティ センター	集会室1 (29)	130
	集会室2 (29)	130
	集会室3 (9)	40

」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

説 明

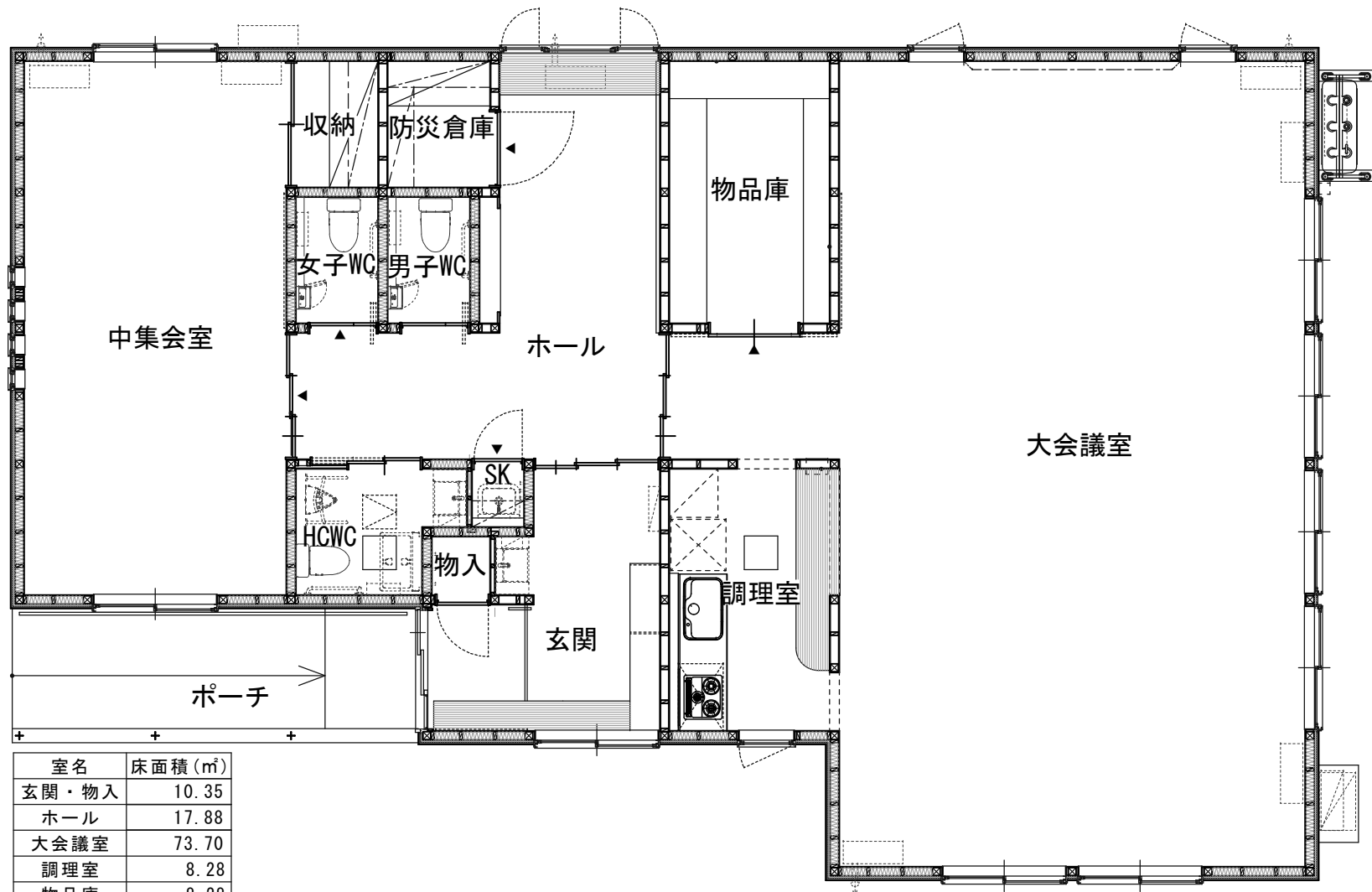
コミュニティセンターの再整備に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	位置		名称	位置	
—略—			—略—		
<u>坂の上コミュニティセンター</u>	<u>芽室町坂の上10線31番地17</u>		<u>坂の上地域福祉館</u>	<u>芽室町坂の上10線31番地</u>	
—略—			—略—		
<u>雄馬別コミュニティセンター</u>	<u>芽室町雄馬別13線25番地7</u>		<u>雄馬別地域福祉館</u>	<u>芽室町雄馬別13線25番地</u>	
—略—			—略—		
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
施設名	室名（m ² ）	使用料（1時間につき）（円）	施設名	室名（m ² ）	使用料（1時間につき）（円）
—略—			—略—		

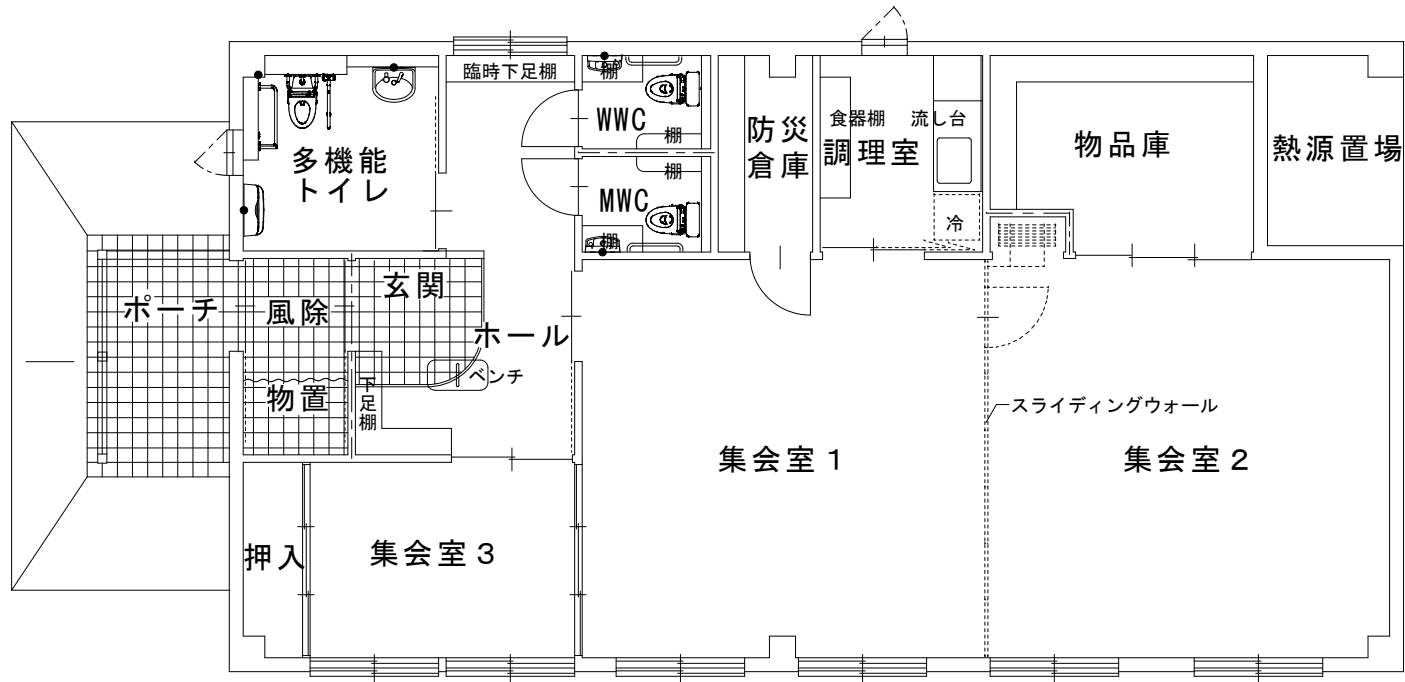
改正案			現 行		
坂の上コミュニ ティセンター	大会議室 (73)	330	坂の上地域福祉 館	集会室1 (34)	150
	中集会室 (26)	120		集会室2 (97)	440
—略—				作業室 (28)	120
				和室 (26)	120
—略—			—略—		
雄馬別コミュニ ティセンター	集会室1 (29)	130	雄馬別地域福祉 館	集会室 (38)	170
	集会室2 (29)	130		会議室 (29)	130
	集会室3 (9)	40		和室 (13)	60
—略—			—略—		
<p><u>附 則</u></p> <p>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>					

(仮称) 坂の上コミュニティセンター 平面図



室名	床面積 (㎡)
玄関・物入	10.35
ホール	17.88
大会議室	73.70
調理室	8.28
物品庫	8.28
SK	0.72
防災倉庫	2.73
男子WC	2.23
女子WC	2.23
HCWC	3.83
中集会室	26.49
収納	2.23

(仮称) 雄馬別コミュニティセンター 平面図



室名	床面積 (㎡)
風除	4.05
玄関ホール	12.96
多機能トイレ	7.29
集会室 1・2	58.92
集会室 3	9.72
押入	2.43
WWC	2.43
MWC	2.43
防災倉庫	3.64
調理室	6.07
物品庫	9.11